

長崎市長
鈴木史朗 様

公開質問状に対する回答の履行と再面会を求めます

貴職に対しまして、２０２３年７月２６日に面会した「被爆二世・三世に関する申し入れ」３団体（長崎県被爆二世の会、長崎県被爆者手帳友の会、長崎被爆二世の会）との再面会を求めます。

貴職におかれては、２０２３年４月に行われた長崎市長選挙にさきだち長崎県被爆二世の会が立候補予定者に行った「被爆二世・三世に関する公開質問状」に対して以下のとおり回答していました（写しを添付）。

- 1 当会では、被爆二世・三世を「５号被爆者」として被爆者援護法に位置づけ、被爆二世・三世にも被爆者援護法を適用することを求めています。国家補償と被爆二世・三世への適用を明記した被爆者援護法の改正を国（政府）、国会に対して強く働きかけますか。「働きかける」か、「働きかけない」か、どちらかを選択してください。

（よろしければ理由をお書きください）

→（回答）「働きかける」を選択し、理由を書く欄は不記載。

- 2 当会では被爆二世・三世に対する長崎市独自の措置として、重点課題５項目を要求しています。

- （１）被爆二世・三世に対する「生活と健康についての実態調査」については実施していただけますか。「実施する」か、「実施しない」か、どちらかを選択ください。

（もしよろしければ理由をお書きください）

→（回答）「実施する」を選択し、理由については「施策検討に当たって実態把握が必要だから。」と記載。

- （２）「被爆二世健康診断の充実（ガン健診の追加）」については実施していただけますか。「実施する」か、「実施しないか」か、どちらか選択してください。

（もしよろしければ理由をお書きください）

→（回答）無回答。理由については「実態を把握した上で実施を検討する。」と記載。

- （３）被爆二世健康診断で要精密検査となった場合、「医療措置（再検査及び治療に係る費用負担）」については実施していただけますか。「実施する」か、「実施しないか」か、どちらかを選択してください。

（もしよろしければ理由をお書きください）

→（回答）無回答。理由については「実態を把握した上で実施を検討する。」と記載。

- （４）被爆二世・三世に被爆者援護法を適用し「『被爆二世健康手帳（仮称）』の発行」

について実施していただけますか。「実施する」か、「実施しないか」か、どちらかを選択してください。

(もしよろしければ理由をお書きください)

→ (回答) 無回答。理由については「実態を把握した上で実施を検討する。」と記載。

(5) 「被爆二世健康診断の被爆三世への受診拡大」については実施していただけますか。

「実施する」か、「実施しないか」か、どちらかを選択してください。

→ (回答) 無回答。

なお、長崎市独自の措置として実施していただけない場合、国に対して要望していただけますか。「要望する」か、「要望しない」か、どちらかを選択してください。

→ (回答) 無回答。

(もしよろしければ理由をお書きください)

→ (回答) 理由については「実態を把握した上で実施を検討する。」と記載。

3団体では、2023年5月29日に貴職に対して「被爆二世・三世に関する申し入れ」を行いました。その時に対応した原爆対策部長が「基本的考えはこれまでどおり」と回答したため、上記の公開質問状に対する回答を踏まえ、貴職との面会を強く求めました。そして、7月26日13時から長崎市役所15階中会議室で貴職と申し入れ3団体との面会が実現しました。

貴職におかれては、この面会の中で、公開質問状に対して、被爆者援護法を被爆二世・三世にも適用することを国に強く「働きかける」、生活と健康についての実態調査を「実施する」と回答したことについて、「遺伝的影響が確認されることが筋、確認されなければしない。科学的知見が得られることが前提であり、得られるよう国へ働きかけたい。」と回答しました。30分という短い時間の中、到底納得できる内容ではなく、貴職が継続して会うことを約束したため、その時の面会を終了しました。

貴職は、日頃から自らを被爆二世と自称されています。ぜひ被爆二世が置かれた状況を理解していただくとともに、公開質問状に対する回答は市民に対する公約であり、履行することを求めます。そして、面会の時の約束を果たし再面会することを求めます。

2026年5月18日

長崎県被爆二世の会

長崎県被爆者手帳友の会

長崎被爆二世の会